

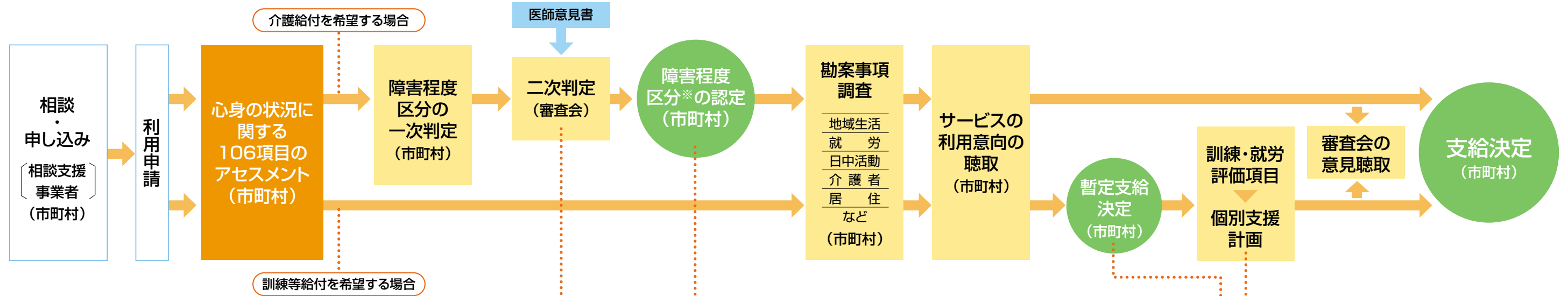
利用の手続き

■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



- ①審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます
- ②介護給付では区分1～6の認定が行われます

- 一定期間、サービスを利用し、
- ①ご本人の利用意思の確認
 - ②サービスが適切かどうかを確認
- 確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

利用者負担の仕組みと改善策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

■利用者負担に関する配慮措置

| | 入所施設利用者 (20歳以上) | グループホーム・ ケアホーム利用者 | 通所施設(事業) 利用者 | ホームヘルプ 利用者 | 入所施設利用者 (20歳未満) | 医療型施設利用者 (入所) |
|--------------------------|-------------------------------|---|---------------------------|---|------------------------------|------------------|
| 定率負担 | 1 利用者負担の負担上限月額設定 (所得段階別) | | | | | |
| | 3 個別減免 | 2 負担上限月額の軽減 | | 3 医療型 個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ上限額を 設定) | | |
| 食費・ 光熱水費 | 4 高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限) | | | | | |
| | 5 補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免) | 事業主の 負担による 就労継続支援A型 事業(雇用型)の 減免措置 | 7 食費の 人件費支給に よる軽減措置 | | 6 補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減) | |
| 8 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる) | | | | | | |

1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別 | 世帯の範囲 |
|---------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く) | 障害のある方とその配偶者 |
| 障害児 (施設に入所する18、19歳を含む) | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

※障害児の利用者負担は14ページに記載してあります。

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 |
|------|--|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方 | 15,000円 |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入 | 24,600円 |
| 一般 | 市町村民税課税世帯 | 37,200円 |

2 通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、負担上限月額は約8分の1になります

- 通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、資産が一定以下*であれば、負担上限月額の軽減の対象になります。(平成21年7月から資産要件は廃止されます)
- 通所施設(事業)を利用する場合には、低所得2であっても1,500円(低所得1の額)となります。

<障害者>通所施設、ホームヘルプ利用の場合

| 区分 | 負担上限月額 |
|------------------------------|--|
| 低所得1 | 1,500円 |
| 低所得2 | 3,000円 (通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合、1,500円) |
| 市町村民税課税世帯 (所得割16万円(注1)未満) | 9,300円 |

※負担上限月額の軽減の対象となる資産の状況(注2)

| | 預貯金等の額 |
|--------|-----------|
| 単身世帯 | 500万円以下 |
| 配偶者と同居 | 1,000万円以下 |

(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。
(注2) 預貯金の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金は除かれます。(平成21年7月から資産要件は廃止となります)

3 入所施設、グループホーム・ケアホームを利用する場合、個別減免があります

個別減免

- 入所施設(20歳以上)やグループホーム・ケアホーム等を利用する場合、低所得1・2の世帯であって預貯金等(注)が500万円以下であれば、定率負担の個別減免制度があります。
(注) 預貯金の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金は除かれます。(平成21年7月から資産要件は廃止となります)
- 66,667円を超えない収入については、定率負担はゼロとなります。
- 66,667円を超える収入については、障害者が得た収入の全てを利用者負担として負担しなくてよいよう、66,667円を超える額の半額(グループホーム・ケアホームでは40,000円までは15%、40,000円を超える収入額は50%)を利用者負担の上限額とします。
- なお、就労等により得た収入については、一定額を収入から控除し、利用者負担額を軽減します。(24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。)
また、心身障害者扶養保険制度に基づく年金は、収入から控除されます(平成21年7月実施)

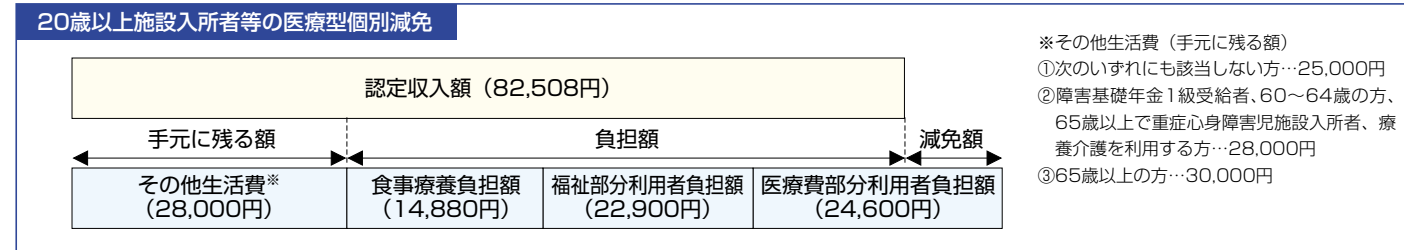
【例】入所施設利用者(障害基礎年金1級受給者(年金月額82,508円の場合))

| 20歳以上入所者等の個別減免 | | | |
|----------------|---------|--------|--------|
| 収入82,508円 | | | |
| 66,667円 | 15,841円 | | |
| 控除額 | | | |
| 66,667円 | 7,921円 | 7,920円 | 負担上限月額 |

医療型個別減免

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。
(20歳以上の入所者の場合)
- 一定の所得要件・資産要件※に該当する方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。※個別減免(前頁)と同様の要件です。(平成21年7月から資産要件は廃止されます)

【例】重症心身障害児施設利用者(平均事業費:福祉22.9万円、医療41.4万円)、障害基礎年金1級受給者(年金月額82,508円)の場合



4 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

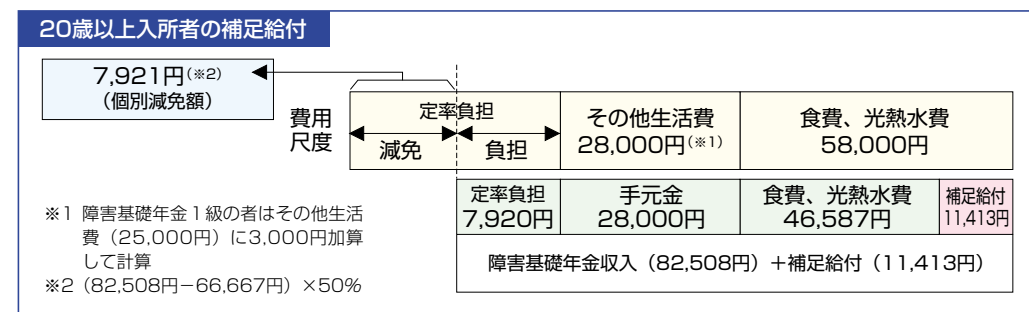
- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。
- 障害児が障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます(償還払いの方法によります)。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

5 6 7 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

(20歳以上の入所者の場合)

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を58,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。
なお、就労等により得た収入については、一定額を収入から控除し、利用者負担額を軽減します。(24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。)※個別減免と同様の取扱い

【例】入所施設利用者(障害基礎年金1級受給者(年金月額82,508円、事業費350,000円の場合))



(通所施設の場合)

- 通所施設等では、低所得、一般世帯(所得割16万円未満*)の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。
※収入が概ね600万円未満の世帯が対象となります。

8 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

あなたの利用者負担はこうなります

■例示

障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)を利用している場合(20歳以上)

- 生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円 ●利用される方の年齢 30歳

| | 生活保護 | 障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得1) | 障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得2) | 一般 |
|-----------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|
| サービス利用料 | 0円 | 15,000円 | 24,600円 | 35,000円 |
| 個別減免後 | 0円 | 0円 | 7,920円 | |
| 食費等実費負担 | 58,000円 | 58,000円 | 58,000円 | 58,000円 |
| 補足給付後 | 0円 | 41,008円 | 46,587円 | |
| 合計負担額 | 0円 | 41,008円 | 54,507円 | 93,000円 |
| (手元に残るお金) | — | 25,000円 | 28,001円 | — |

※収入が障害基礎年金のみである場合

グループホームと通所事業を利用している場合

- グループホームのサービス費 60,000円 ●通所事業のサービス費 150,000円

| | 生活保護 | 障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得1) | 障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得2) | 一般 |
|---------|------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|
| サービス利用料 | 0円 | 15,000円 | 21,000円 | 21,000円 |
| 個別減免後 | 0円 | 0円 | 1,926円 | |

※収入が障害基礎年金のみである場合

通所事業とホームヘルプを利用している場合 ※障害者の場合

- 通所事業のサービス費 130,000円 ●ホームヘルプのサービス費 150,000円

| | 生活保護 | 障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得1) | 障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得2) | 一般 (所得割16万円 ^(注) 未満) | 一般 (所得割16万円以上) |
|------------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| サービス利用料 | 0円 | 15,000円 | 24,600円 | 28,000円 | 28,000円 |
| 負担上限月額の軽減後 | | 1,500円 | 3,000円 | 9,300円 | |
| 食費等実費負担 | 14,300円 | 14,300円 | 14,300円 | 14,300円 | 14,300円 |
| 軽減後 | 5,060円 | 5,060円 | 5,060円 | 5,060円 | |
| 合計負担額 | 5,060円 | 6,560円 | 8,060円 | 14,360円 | 42,300円 |

※収入が障害基礎年金のみである場合

(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。